

## ○御杖村安否型緊急通報システム事業実施要綱

(令和3年5月31日告示第53号)

(目的)

第1条 この告示は、ひとり暮らしの高齢者又は身体障害のある高齢者等（以下「高齢者等」という。）に対し、急病又は事故等の緊急時に迅速かつ適切な支援等を行い、日常生活における安全の確保及び不安の解消を図ることを目的とするため必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通報装置 ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病や事故等のため緊急に援助を必要とする場合又は相談がある場合に、受信センターに通報を行うことができる無線発信機等の家庭用機器
- (2) 受信センター 緊急通報装置に係る受発信を有人で24時間、通報管理を集中して行う場所のことをいう。

(安否型緊急通報システム事業)

第3条 この告示において安否型緊急通報システム事業（以下「事業」という。）は、高齢者等の住居に設置する緊急通報用電話装置及び無線発信装置（以下「通報装置」という。）と受信センターを電話回線で結び、高齢者等が緊急に援助を必要とする場合に速やかに支援を行うものとする。

(実施主体及び委託)

第4条 事業の実施主体は、御杖村とする。

2 村長は、事業の全部又は一部を適正な事業運営が確保できると認められる事業者等（以下「事業者」という。）に委託して事業を実施するものとする。

(事業の遂行)

第5条 この事業の目的を達成するため御杖村は、各関係機関と相互に密接な連携を図り、この事業の円滑な遂行に努めるものとする。

(対象者)

第6条 この事業の対象者は、御杖村に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録された者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯
- (2) 前号に定める者と同等と認める者で、村長が必要と認めた者

(受信センターの業務)

第7条 受信センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者からの通報を受信できる体制をとること。

- (2) 通報受信時において、直接又は協力員に連絡し利用者の様態を確認すること。
  - (3) 前号の規定により必要があると認めるときは、奈良県広域消防組合又は医療機関への対応等適切な通報処置を行うこと。
  - (4) 利用者より生活相談を受けた場合は、専門員による助言、指導等を行うとともに、必要に応じ関係機関への連絡等適切な通報処置を行うこと。
  - (5) 通報処置を行った場合は、村長にその処置内容等の報告を行うこと。
- (申請及び協力員の確保)

第 8 条 通報装置の設置を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安否型緊急通報システム事業利用申請書（様式第 1 号）に安否型緊急通報システム事業協力員受諾書（様式第 2 号）及び安否型緊急通報システム事業利用承諾書（様式第 3 号）を添えて村長に提出するものとする。

- 2 申請者は、おおむね 1 名以上の協力員を確保すること。
- 3 前項の協力員は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。
  - (1) 受信センターからの連絡により利用者の状態を確認すること。
  - (2) 前号の規定による確認の結果を受信センターその他関係機関等に連絡すること。
  - (3) 前 2 号のほか、緊急通報システムの目的を達成するための必要な活動に関すること。
- 4 協力員は、前項の活動で知り得た個人に関する秘密を他に漏らさないこと。  
(決定及び通知)

第 9 条 村長は、前条の申請書等を受理した場合、必要な調査を行った上でその内容を審査し、安否型緊急通報システム事業利用決定（不決定）通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。  
(通報装置の管理)

第 10 条 通報装置の設置を受けた者（以下「利用者」という。）は、自己の責めに帰すべき理由により通報装置を滅失し、又はき損したときは、これを原状に回復しなければならない。

- 2 利用者は、通報装置をその設置の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。  
(届出義務)

第 11 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、安否型緊急通報システム事業申請事項変更・資格喪失・辞退届（様式第 5 号）により、速やかに村長に届け出なければならない。

- (1) 第 6 条に規定する要件に該当しないと認められるとき。
- (2) 転出、死亡、入院等の理由により通報装置の利用資格を喪失したとき。

(3) 通報装置の利用を辞退するとき。

(4) 申請の内容に変更が生じたとき。

(利用の中止)

第12条 村長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、安否型緊急通報システム事業利用中止決定通知書（様式第6号）により、利用者へ通知し、機器を返還させるものとする。

(1) 第6条に規定する要件に該当しないと認められるとき。

(2) 転出、死亡、入院等の理由により通報装置の利用資格を喪失したとき。

(3) 利用辞退の届出があったとき。

(費用の負担)

第13条 利用者は、通報装置の利用に関し、別表で定める利用料を別に定める期限までに事業者へ支払うものとする。

(記録)

第14条 村長は通報装置の利用状況を明らかにできる緊急通報装置設置台帳（様式第7号）を整備するものとする。

(秘密保持)

第15条 この事業に従事する者は、利用者及びその家族のプライバシー保護に十分留意し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第16条 この告示を定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

別表(第13条関係)

名称	金額
通報装置利用料（月額、税込）	330円

様式第1号(第8条関係)

安否型緊急通報システム事業利用申請書  
[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

安否型緊急通報システム事業協力員受諾書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

安否型緊急通報システム事業利用承諾書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

安否型緊急通報システム事業利用決定（不決定）通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 11 条関係)

安否型緊急通報システム事業申請事項変更・資格喪失・辞退届

[別紙参照]

様式第 6 号(第 12 条関係)

安否型緊急通報システム事業利用中止決定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 14 条関係)

緊急通報装置設置台帳

[別紙参照]